

令和 8 年度
非鉄金属鋁業に係る税制上の要望書

令和 7 年 7 月
日 本 鋁 業 協 会
会長 田中 徹也

目 次

I. 非鉄金属鉱業に係る要望

1. 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の維持・存続及び恒久化
2. 海外投資等損失準備金制度の維持・拡充及び恒久化
3. 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和
4. 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当益金不算入制度の持分保有要件の廃止
5. 軽油引取税の課税免除の特例の維持・存続

II. 他産業と共通する要望

1. 国際課税制度に係る要望

- (1) 外国子会社合算税制の見直し
 - ① 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和（再掲）
 - ② 制度適用免除基準の引き下げ
- (2) 外国子会社配当益金不算入制度の拡充
 - ① 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当益金不算入制度の持分保有要件の廃止（再掲）
 - ② 持分保有要件の引き下げ
 - ③ 益金不算入割合の拡充（95→100%）
- (3) 移転価格税制における国外関連者の定義見直し
- (4) 租税条約未締結国との条約締結の拡大、及び配当金に係る源泉所得税の免除条項の導入促進
- (5) 外国税額控除制度の見直し
 - ① 国外所得金額の計算
 - 1) 国外所得金額計算の90%シーリング撤廃
 - 2) 国外所得金額計算の一括限度額方式の堅持
 - ② 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限の延長（10年）
 - ③ 繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入
 - ④ 地方税から控除未済となった金額の還付ないしは、損金算入

2. 法人税制に係る要望

- (1) 今年度に期限の到来するもの
 - ① 研究開発促進税制の維持・存続
 - 1) 総額型の堅持
 - 2) 令和7（2025）年度末までとされている上乗せ措置の維持・拡大
 - 3) 繰越税額控除の復活
 - ② 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

- ③ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の廃止
- ④ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
- (2) 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの
 - ① 中小企業投資促進税制の維持・存続
 - ② 交際費等の課税制度の見直し
 - ③ 法人税実効税率の更なる引き下げ
 - ④ 税務上の欠損金の繰越可能期間の無期限化及び控除制限の撤廃
 - ⑤ 減価償却制度の見直し
 - ⑥ グループ通算制度の見直し
 - 1) 減耗控除制度における所得基準額計算の見直し(連結納税採用下での計算維持)
 - 2) 地方税(法人住民税・事業税)へのグループ通算制度の導入
 - 3) 損益通算の対象会社の緩和
 - 4) 収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定の緩和
 - ⑦ 受取配当等の益金不算入制度の見直し
 - 1) 益金不算入額の20%及び50%縮減措置の廃止
 - 2) 負債利子控除の廃止
 - ⑧ 電話加入権の損金算入
 - ⑨ 企業会計と税務所得計算における乖離の縮小
 - 1) 消費税と法人税の認識時期の統一(収益認識基準関係)
 - 2) 事業税の損金不算入
 - 3) 個別貸倒引当金制度の復活
 - 4) 労働対価性のある引当金繰入額の発生主義による損金算入
 - ⑩ 長期保有土地の譲渡益重課税制度の廃止

3. 地方税制に係る要望

- (1) 今年度に期限の到来するもの
 - ① 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長
- (2) 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの
 - ① 償却資産に対する固定資産税課税の廃止または課税標準額の下限撤廃
 - ② 不動産に係る固定資産税の軽減
 - ③ 法人事業税(外形標準課税)の見直し
 - 1) 付加価値割の計算方法の簡素化
 - 2) 資本割の軽減措置の拡充
 - ④ 事業所税の廃止または他の税(外形標準課税、固定資産税)との統合
 - ⑤ 地方税の申告・納付の一元化

4. その他の要望

- (1) 消費税の仕入税額控除に係る、95%ルール復活
- (2) 電子帳簿保存制度における書類備付け要件の柔軟化
- (3) 印紙税の廃止

I. 非鉄金属鉱業に係る要望

2050 年カーボンニュートラル実現に係る D X、G X の本格化に向け、蓄電池、電気自動車や半導体等の生産に必要なベースメタル、レアメタルの安定供給が重要となっている。特に、A I 等の D X に伴う電力需要の増大により銅の需要増加が見込まれており、中長期的には需給ギャップが懸念され、D X、G X 推進が制限されるおそれがある。一方、資源の奥地化・深部化の進展、資源ナショナリズム等カントリーリスクの高まり、為替変動・人件費・資材費の高騰も相まって、探鉱及び開発にかかるコスト、リスクは増大している。海外の資源メジャーや政府系ファンド等が巨額投資で盛んに鉱山権益を取得しており、本邦企業が鉱山開発に取り組むには、増大するリスクを軽減する支援が極めて重要である。そのため以下の各税制において拡充等をお願いしたい。

1. 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の維持・存続及び恒久化

（租税特別措置法第 58 条、第 59 条、第 68 条の 6 1、第 68 条の 6 2）

本税制は令和 9（2027）年度に適用期限を迎える。鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、鉱物資源は有限であることから、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対条件である。さらに、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大すること等の特殊性を有している。

これらを解決するうえで、本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源を確保するために必要不可欠な制度であり、鉱物資源を安定供給するうえでも、極めて重要な役割を果たしてきた。引き続き我が国企業の海外展開の実態を踏まえ、本制度の維持・存続及び恒久化をお願いしたい。

2. 海外投資等損失準備金制度の維持・拡充及び恒久化

（租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 4 3）

本税制は令和 7（2025）年度に適用期限を迎える。資源の多くが賦存する発展途上国は、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備や周辺環境の保全・管理のために多額の資金が長期間必要になる。一方で近年資源確保競争が激化し、以下のとおり鉱山開発リスクが増大するとともに、操業移行後においても安定的・長期的な収益化が難しくなっている。

- 資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進め、市場支配力をより一層強めている。その結果、国内での買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、海外におけるメジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会はますます減少している。

- 中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
- 海外の資源保有国においては、資源開発に関わる契約に自国資本の参加を義務付けたり、自国に有利な制度に変更したりする等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
- 資源確保競争の激化により、事前交渉から参入表明までの期間、参入費や開発資金の支出までの期間も短期化する傾向にある。さらに、対象鉱山の僻遠化、深部化、採取鉱物の低品位化等に伴い開発コストならびにリスクが増大していることに加え、操業移行後の生産活動や収益計画の安定的な実現も難しくなっている。
- 近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、採鉱及び開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例も増加している。
- 最近の開発投資においては、E S GやS D G sなどの自然環境及び地域社会の保全に対する意識の高まりにより、コストの増加に加え、手続きや対応が煩雑化し、開発の可否が見通しづらくなってきている。

このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしていることから、次の事項を中心に、維持・一部拡充のうえ恒久化をお願いしたい。

- ・ 積立金限度割合の引き上げ
- ・ 積立期間の延長
- ・ 特定株式等への債権及び購入資源株式等の追加

3. 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和 (租税特別措置法66条の6、68条の90)

持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。ついては、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10%以上」に緩和していただきたい。

4. 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当益金不算入制度の持分保有要件の廃止 (法人税法第23条の2)

持分割合25%以上の外国子会社から受ける配当等はその95%が益金不算入とされているが、特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。

特に非鉄金属鉱業各社においては、海外株式の持分保有比率が低い場合においても採取鉱物の引取権益を持分保有比率以上に有するなど、引き取った鉱物の加工やその供給により、我が国の産業に資すること、ならびに、海外子会社利益の国内還流及び再投資をより促進するとの観点からも、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることをお願いしたい。

5. 軽油引取税の課税免除の特例の維持・存続

（地方税法第2章第7節の2、地方税法附則第12条の2の7）

本税制は令和8（2026）年度に適用期限を迎える。本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後、平成21（2009）年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途については課税を免除されて来た。

本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念もあることから、維持・存続をお願いしたい。

Ⅱ. 他産業と共通する要望

1. 国際課税制度に係る要望

(1) 外国子会社合算税制の見直し

(租税特別措置法 66 条の 6、68 条の 90)

① 非鉄金属鉱業に係る外国子会社合算税制の適用要件緩和（再掲）

持分割合 25% 以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25% 以上の持分を確保することは容易ではない。ついては、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10% 以上」に緩和していただきたい。

② 制度適用免除基準の引き下げ

租税負担割合による制度適用免除基準について、近年の諸外国の法人実効税率の引き下げ状況を踏まえ、租税負担割合を本邦法人実効税率の半分とするようお願いしたい。

(2) 外国子会社配当益金不算入制度の拡充

(法人税法第 23 条の 2)

① 非鉄金属鉱業に係る外国子会社配当益金不算入制度の持分保有要件の廃止（再掲）

持分割合 25% 以上の外国子会社から受ける配当等はその 95% が益金不算入とされているが、特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25% 以上の持分を確保することは容易ではない。海外子会社利益の国内還流及び再投資をより促進する観点からも、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることをお願いしたい。

② 持分保有要件の引き下げ

①に挙げた特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を 25% 以上から海外主要国水準に引き下げることをお願いしたい。

③ 益金不算入割合の拡充（95→100%）

二重課税の適切な排除や国際的なイコール・フットイングの観点、また海外子会社利益の国内還流及び再投資をより促進する観点からも、外国子会社からの配当金の全額を益金不算入としていただきたい。

(3) 移転価格税制における国外関連者の定義見直し

(租税特別措置法 66 条の 4、68 条の 88)

国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分 50% ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。

ついては、国外関連者の定義を「出資比率 50% 以上」から「50% 超」に、見直していただきたい。

(4) 租税条約未締結国との条約締結の拡大、及び配当金に係る源泉所得税の免除条項の導入促進

租税条約は、国際的二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、ボリビアなどの中南米地域諸国やアフリカ地域諸国、アジア地域諸国においてはラオスやミャンマー、カンボジアなどとの条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。

加えて既存の条約についても、更なる投資交流の活発化、源泉税率の高い国からの配当還流の促進のために、配当等に係る源泉所得税の免税ないしは大幅な軽減を盛り込んだ改定を進めていただきたい。

(5) 外国税額控除制度の見直し

① 国外所得金額の計算

1) 国外所得金額計算の90%シーリング撤廃

(法人税法施行令142条、155条の28)

国際課税原則への帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことから、外国税額控除制度の90%シーリングは制度と整合的ではなくなるため撤廃していただきたい。

2) 国外所得金額計算の一括限度額方式の堅持

(法人税法施行令141条の2、155条の27の2)

本邦企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。

② 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限の延長(10年)

(法人税法69条、81条の15)

主に新興国の海外当局による過去3年を超える年度に対しての課税事例の増加など期ずれ要因が増加する中で、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限を10年に延長していただきたい。

③ 繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入

税額控除方式を選択して繰越期限内に控除できない場合、その残額は税額控除方式も損金算入も不能となる。将来を予見し、損金算入方式と税額控除方式の選択を求めることは、課税の公平性の観点からも問題がある。

加えて、所得金額以外を課税標準として課税される外国法人税は、所得金額に不釣り合いな多額の税額になる場合がある。この場合、控除限度超過額の繰越期限内での外国税額控除は困難である。二重課税回避のため、繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入を認めていただきたい。

④ 地方税から控除未済となった金額の還付ないしは、損金算入

控除対象外国法人税額が住民税法人税割よりも大きい場合、控除未済外国税額として将来3年間繰り越されるが、前項と同様の理由で、控除未済となった金額については還付、ないしは損金算入を認めていただきたい。

2. 法人税制に係る要望

(1) 今年度に期限の到来するもの

① 研究開発促進税制の維持・存続

(租税特別措置法第42条の4、68条の9)

1) 総額型の堅持

我が国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。長期安定的に行われる研究開発をサポートする観点から総額型の堅持をお願いしたい。

2) 令和7(2025)年度末までとされている上乗せ措置の維持・拡大

研究開発費用の増加に対しインセンティブを与えるため、令和7(2025)年度末までとされている上乗せ措置を維持・拡大していただきたい。

3) 繰越税額控除の復活

研究開発は企業の業績により増減はするものの中長期的な視点も持って実施していることから、毎年相当程度の研究開発費の支出があるが、業績の悪化した事業年度においては控除限度額が減少し、多額の控除限度超過額が発生することがある。

中長期的な研究開発の促進のためにも、繰越税額控除の復活をお願いしたい。

② 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

(租税特別措置法第68条の5)

退職年金等積立金等に対する法人税は、令和7(2025)年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不適當であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。

③ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の廃止

(租税特別措置法第66条の12)

本制度は、平成4(1992)年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21(2009)年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコール・フッティングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。

④ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

(租税特別措置法第67条の5)

地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長いただきたい。

(2) 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの

① 中小企業投資促進税制の維持・存続

(租税特別措置法第42条の6、第68条の11)

中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。

しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。ついては、是非とも維持・存続いただきたい。

② 交際費等の課税制度の見直し

(租税特別措置法61条の4、68条の66)

交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。

③ 法人税実効税率の更なる引き下げ

(法人税法66条、81条の12)

国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、なお諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の更なる引き下げは非常に有効である。ついては、是非とも更なる引き下げをしていただきたい。

④ 税務上の欠損金の繰越可能期間の無期限化及び控除制限の撤廃

(法人税法57条、81条の9)

当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間はキャッシュフローに影響を与え、投資の意思決定を大きく左右する。

投資に対する積極性を確保し、我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長又は無期限化及び控除制限の撤廃をお願いしたい。

⑤ 減価償却制度の見直し

(減価償却資産の耐用年数に関する省令1条2項)

平成20(2008)年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。

⑥ グループ通算制度の見直し

1) 減耗控除制度における所得基準額計算の見直し(連結納税採用下での計算維持)

減耗控除制度の特別控除の計算の中の基準の一つの「所得基準額の計算」に関し、連結納税採用下では繰越欠損金の有無は個別会社にて判断され、単体納税会社と比しても公平な計算方法が採られている。

しかしながら、グループ通算制度の導入に際して繰越欠損金の有無の判断が連結納税グループ全体での判断に変更される。これは、減耗控除制度の適用のある会社に繰越欠損金が無い場合でも、連結納税グループ全体で繰越欠損金が存在する場合は当該制度が利用できないことを意味し、単体納税との公平性を著しく失うこととなる。

そのため、減耗控除制度における所得基準額計算の連結納税採用下での計算維持をお願いしたい。

2) 地方税（法人住民税・事業税）へのグループ通算制度の導入

グループ通算制度の適用は法人税に限られているが、その適用範囲を法人税と一体で計算される地方税（法人住民税・事業税）にも対象範囲を広げていただきたい。

3) 損益通算の対象会社の緩和

グループ通算制度の適用範囲は、内国法人で親法人により直接または間接的に100%出資された法人に限られているが、出資要件を緩和していただきたい。

4) 収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定

グループ通算制度の導入に伴い、グループ通算制度及びグループ法人税制の適用法人は、収用控除限度額がグループ全体で年間 5,000 万円とされる。一方でそれらの適用の無い法人は、個別会社毎に年間 5,000 万円の限度額が設定されている。

そもそも収用・換地は、法人の意図と関わりなく生ずるものであり、これを納税方法等の違いによって控除額に違いを設けることは公平性を欠くため、収用控除限度額の個別会社毎の限度額設定をお願いしたい。

⑦ 受取配当等の益金不算入制度の見直し

（法人税法 23 条、81 条の 4）

1) 益金不算入額の 20% 及び 50% 縮減措置の廃止

二重課税排除の観点から、完全子法人株式等及び関連法人株式等以外からの受取配当についての 20% 及び 50% 縮減措置を廃止していただきたい。

2) 負債利子控除の廃止

関連法人株式等に係る受取配当金益金不算入額の計算における負債利子控除は他の区分の株式等との整合を欠く。当該区分だけ負債利子控除をする合理的な理由はなく、二重課税の排除という制度本来の趣旨からも負債利子控除の廃止をお願いしたい。

⑧ 電話加入権の損金算入

（法人税法施行令 13 条 8 号ソ）

固定電話の電話加入権は非減価償却資産とされているが、現在の流通価格を踏まえ、税法上、電話加入権の損金算入を可能としていただきたい。

⑨ 企業会計と税務所得計算における乖離の縮小

近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に次の項目については見直しをお願いしたい。

1) 消費税と法人税の認識時期の統一（収益認識基準関係）

収益認識基準の創設を踏まえ、法人税はその処理を概ね容認したものの、消費税は従来通りであるため、収益の計上単位、計上時期、計上額に差異が生じる可能性がある。

例えば、商品販売とその後の保守サービスを一つの契約で取引する場合、法人税は会計基準同様に履行義務単位での収益計上を認めている。その一方、消費税は契約（取引）単位で収益を認識するため、商品販売時に消費税を全額認識する必要がある。

法人税同様、消費税にも企業会計と乖離を生じさせないための、容認規定を設けていただきたい。

2) 事業税の損金不算入 (法人税法38条)

法人税の所得計算上、法人税及び法人住民税が損金不算入である一方、法人事業税のみが損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。法人事業税を損金不算入にすると同時に、法定実効税率を増加させないよう、法人税率の引き下げをお願いしたい。

3) 個別貸倒引当金制度の復活

平成 23（2011）年度税制改正により経過措置を経た上で、中小法人等、金融法人等を除き個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入が認められなくなった。

貸倒引当金は、金融法人等でなくとも金額的重要性を有する場合が多く、適正な債権評価をすることは、担税力評価の観点からも重要であり、当該制度の復活をお願いしたい。

4) 労働対価性のある引当金繰入額の発生主義による損金算入

平成 10（1998）年度税制改正により賞与引当金が、また、平成 14（2002）年度税制改正により退職給与引当金が、財源確保を理由に税務上廃止された。

しかしながら、賞与引当金及び退職給付引当金など労働対価性のある引当金は、社規等によって支給が明確に規定されている場合が多く、高い確度で債務履行がされているため、これらの損金算入を認めることは、企業会計と税務所得計算における乖離縮小のみならず、企業の担税力測定のためにも不可欠である。

⑩ 長期保有土地の譲渡益重課税制度の廃止 (租税特別措置法62条の3、68条の68)

本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

3. 地方税制に係る要望

(1) 今年度に期限の到来するもの

① 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長

(地方税法附則 15 号 2 項)

公害防止のために設置される施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置は公害防止対策上大きな役割を果たしており、延長いただきたい。

(2) 今年度に期限の到来しないもの、または期限の無いもの

① 償却資産に対する固定資産税課税の廃止または課税標準額の下限撤廃

(地方税法 388 条 1 項、固定資産評価基準第 3 章第 1 節十、地方税法施行令 49 条)

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今我が国企業の置かれる事業環境は以前にも増してかなり厳しく、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、償却資産の課税標準については法人税法に合わせて、以下の 2 点を認めていただきたい。

- ・ 5% 残存価格の撤廃
- ・ 中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30 万円未満は損金算入）

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

② 不動産に係る固定資産税の軽減

不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落した中で過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

③ 法人事業税（外形標準課税）の見直し

平成 16（2004）年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。そのため、特に次の点の改正を要望する。

1) 付加価値割の計算方法の簡素化

事業税付加価値割の計算は、その集計が複雑で企業に多大な事務負担を強いっている。特に報酬給与額の集計は、企業グループを構成し、また企業間での人材交流が活発化している法人にとって、膨大な作業工数が割かれ事務効率化の大

きな阻害要因となっているため、付加価値割の計算方法の大幅な簡素化を要望する。

2) 資本割の軽減措置の拡充

(地方税法72条の216項)

特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きい
ため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

④ 事業所税の廃止または他の税（外形標準課税、固定資産税）との統合

事業所税は、固定資産税及び事業税付加価値割（報酬給与額）と類似しており、二重課税とも言える状態である。また、事業所税独自の情報の収集も必要であり、企業の事務負担は大きい。

そのため、事業所税の廃止ないしは他の地方税との統合をお願いしたい。

⑤ 地方税の申告・納付の一元化

現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。

都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。

4. その他の要望

(1) 消費税の仕入税額控除に係る、95%ルール復活

(消費税法30条2項)

平成23(2011)年6月税制改正により、課税売上高が5億円を超える課税事業者は、課税売上割合が95%以上となる場合において、課税仕入等に係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除できる制度（いわゆる95%）の対象から除外された。

金銭的な影響もさることながら、結果として個別対応方式を採らざるを得ない企業が増え、著しく事務負担の増加を招いている。そのため、95%ルールの復活をお願いしたい。

(2) 電子帳簿保存制度における書類備付け要件の柔軟化

(電子帳簿保存法施行規則3条1項3項)

電子帳簿保存の要件の一つである一定の書類の備付義務について、対象書類が省令にて限定列挙されているが、近年のアジャイル開発等のシステム開発手法にそぐわないことから、上場企業等において会計監査人による内部統制監査を受けている範囲においては、例えば対象書類の記述を限定列挙から例示列挙に見直すなどの要件緩和をお願いしたい。

(3) 印紙税の廃止

印紙税は、文書の作成行為の背後にある経済的利益、文書を作成することに伴う取引

当事者間の法律関係の安定化という面に担税力を見出しての課税とされているが、ペーパーレス化の加速により、その課税根拠を失いつつある。

よって、印紙税の廃止をお願いしたい。

以 上